

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察通信施設の非常電源の用途) (地方税2)(その他:外)	
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働することにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引取りについては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。	
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課	
4	評価実施時期	平成23年7月(分析対象期間:平成20年4月~平成23年3月)	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。 平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 警察の各電気通信設備に非常用電源装置を備え、災害等発生時に商用電源の停電が生じた場合であっても、それらを稼働させることにより、救出救助、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保し、国民の安全・安心を確保することを目的とする。 ----- 《政策目的の根拠》 警察法第2条第1項 国家公安委員会・警察庁防災業務計画第2編第1章第1節第2及び第2編第1章第2節第3(平成19年1月決定)
		政策体系における政策目的の位置付け	市民生活の安全と平穏の確保(平成23年度実績評価計画書の基本目標1)等
	達成目標及び測定指標	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 無線中継所において商用電源の停電による警察通信の途絶を防止する。
		測定指標	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数(目標0件)

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税免除措置により、燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確保されるため、警察通信の途絶を防止することが可能となる。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>適用事業者数：54 団体 平成 22 年度 15,246 リットル 平成 21 年度 11,643 リットル 平成 20 年度 12,162 リットル</p> <p>災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の免税軽油使用数量は予測できない。</p>
		減収額	<p>平成 22 年度 約 49 万円 平成 21 年度 約 37 万円 平成 20 年度 約 39 万円</p> <p>(各年度の免税軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算出) 災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の減収額は予測できない。</p>
		効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 災害等により商用電源の停電が生じた際に、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。</p> <p>無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数 平成 22 年度 0 件 平成 21 年度 0 件 平成 20 年度 0 件</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果を発揮した。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 各非常用電源装置に必要な量の軽油の確保が困難となり、警察通信が途絶し、警察活動に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 東日本大震災においては、東北 5 県で 48 か所の無線中継所が停電したが、24 時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。</p>

9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		地方公共団体が協力する相当性	都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解		特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		